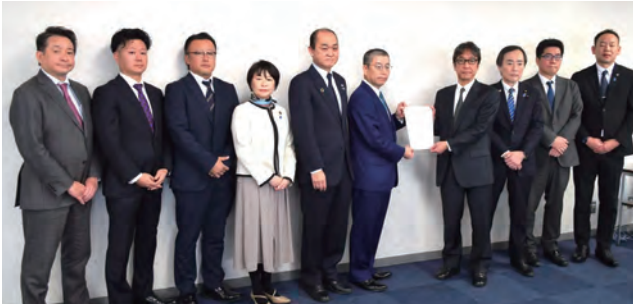


2024.2.9

公正取引委員会、中小企業庁、農林水産省、消費者庁に要請

働く仲間の声を届け、適正な価格転嫁の実現と取引慣行改善へ！



U Aゼンセンは2003年から毎年、フード連合（＝食品関連産業の労働者が集まる産業別労働組合。連合加盟。組合員は約11万名）と共同で「取引慣行に関する実態調査」を実施しています。本実態調査では、現場の組合員（営業担当者）を対象に、実際の取引現場における「優越的地位の濫用」行為に該当しかねない事例を収集。収集した事例については、独占禁止法や下請法、「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」（農林水産省）にもとづき、「14の問題となり得る取引事例」や望ましい取引事例として整理しています。

本実態調査をふまえ、2024年2月9日、U Aゼンセンとフード連合は共同で公正取引委員会、中小企業庁、農林水産省、消費者庁の4省庁に対する要請を行いました。

「優越的地位の濫用とは？」

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為のこと。

具体的には、合理的な根拠のない価格決定や物の購入強制（押付販売）、不当な返品などが該当する。これらの行為は独占禁止法で不公正な取引方法の一類型として禁止されている。

14の問題となり得る取引事例

1. 前提が異なる場合の同一単価による発注
2. 包材（フィルム等）の費用負担
3. 合理的な根拠のない価格決定
4. 原材料価格等の上昇時の取引価格改定
5. 物流センター使用料等の負担
6. 協賛金（リベート）の負担
7. 店舗到着後の破損処理
8. 短納期での発注・発注キャンセル
9. 前受発注システム使用料等の徴収
10. 物の購入強制（押付販売）
11. 従業員の派遣、役務の提供（不当な労務提供）
12. 客寄せのための納品価格の不当な引き下げ
13. プライベートブランド（PB）商品を巡る不利な取引条件の設定
14. 不当な返品